

土木学会水工学委員会環境水理部会内規

平成 23年 9月 7日（制定）

（組織上の位置づけ）

第1条 環境水理部会（以下部会という）は、土木学会水工学委員会が設けた部会の一つであり、水工学委員会の基本方針やその定めるところに従って活動する。

（活動目的）

第2条 部会では、環境水理学を「流域圏（河川や湖沼、海域及びそれらの流域）における水理現象や水循環を基礎とし、それらと密接に関係する熱・土砂・水底質・生物環境の実態解明及び理論体系化を促進するとともに、これら流域圏環境を保全・改善するための技術体系を支える学問」として捉える。部会は、このような環境水理学に関わる研究や調査、技術開発を、様々な他分野と連携を図りながら積極的に推進すると共に、当該分野の若手研究者の育成をはかることを目的とする。

（活動内容）

第3条 部会は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 環境水理学ならびにこれに関連する問題の研究、調査
- (2) 講演会、講習会、研究集会、見学会等の開催
- (3) メーリングリストやWebページなどを通じた環境水理学に関する情報の交換
- (4) 環境水理学に関係する国内および国外の学協会関係機関との研究連絡
- (5) 環境水理学に関する刊行物発刊の企画編集等
- (6) その他、目的達成のために必要な事項

（委員構成）

第4条 部会の構成は、水工学委員会内規に従うものとする。水工学委員会内規に定めのない場合、次の原則に従うものとする。

- (1) 部会長は、部会委員の中から次期部会長候補者を部会に提案し、審議を経た後、水工学委員長に推薦する。
- (2) 部会委員は、土木学会会員であり、任期は2年とする。また、再任は妨げない。
- (3) 部会委員は、原則30名とする。その構成は地域・専門分野・産官学のバランス、年齢構成に配慮して部会長が部会委員案を作成し、部会での審議を経た後、水工学委員長に推薦する。水工学委員長の指名に基づき、部会長は部会委員の委嘱を行う。
- (4) 学生は部会委員としない。
- (5) 必要があるときは、副部会長を最大2名、幹事を最大2名置くことができる。
- (6) 任期半ばで委員が交代する時は、後任委員の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。
- (7) 部会には委員以外にオブザーバーの参加を認める、このオブザーバー対象者は、元環境水理部会委員や部会活動に興味がある若手研究者・技術者であり、土木学会会員であり、部会長が承認した者とする。
- (8) 部会長は、沿岸関連学会連絡協議会の担当委員候補者を部会に提案し、審議を経た後、水

工学委員長に推薦する。

(9) 部会長は、河川部会との交流委員候補者を部会に提案し、審議を経た後、決定する。

(ワーキンググループ活動)

第5条 第2条の目的や第3条の活動内容の事項を達成するために、必要に応じて、部会委員の一人がリーダーとなるワーキンググループ（以下、WGと呼ぶ）を設ける。WGの設置は部会に提案し、審議した後、部会長の承認により行う。

第6条 WGは、設置目的に照らして適切と判断されるメンバーから構成されるものとし、そのメンバーは部会委員以外もしくは土木学会委員以外や学生でも可とする。

第7条 各WGは、部会において活動計画・状況を適宜説明し、当該WGに属さない委員からも意見やアドバイスを受けると共に、その活動内容全般について部会長より承認と指示を得る。

第8条 各WGの活動継続の必要性については、長くとも2年毎に見直すものとし、部会における各WGリーダーからの報告に基づき、部会において審議し、部会長が判断する。

(活動報告)

第9条 部会長は、水工学委員会内規に従い、水工学委員会委員長の要請により部会の活動状況を水工学委員会に報告することとする。

(審議)

第10条 審議は、部会において議論を行うとともに、メーリングリスト上での議論により行うことができるものとする。

(メーリングリスト)

第11条 環境水理部会メーリングリスト（アドレスは参考資料を参照）は部会委員とオブザーバーからなるものとする。

(事務局)

第12条 部会を運営するにあたり土木学会事務局の支援を要請することができる。

(内規の変更)

第13条 本内規の改正は、部会の承認により行い、水工学委員会に報告する、

参考資料

- ・ 部会の設立経緯
1988年、水理委員会が3部会制を開始したことを契機として、水理学の応用研究分野を担当する事として環境水理部会が設置され、現在に至る。
- ・ 部会のMLアドレス
現在は、env.hydraulics-ml@tusml.tus.ac.jpを使用する。